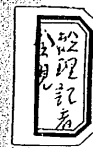


琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還交渉資料第4巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): 総理訪米, 米国人記者との会見, 総理, 愛知外相, ニューヨーク・タイムズ, 愛知外相・ロジャーズ長官会談, 統合局長・スナイダー会談, 記者会見, 外相, 官房長官, 米国下院歳出委員会対外活動分科委非公開聴聞会, スナイダー国務省日本部長 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43630

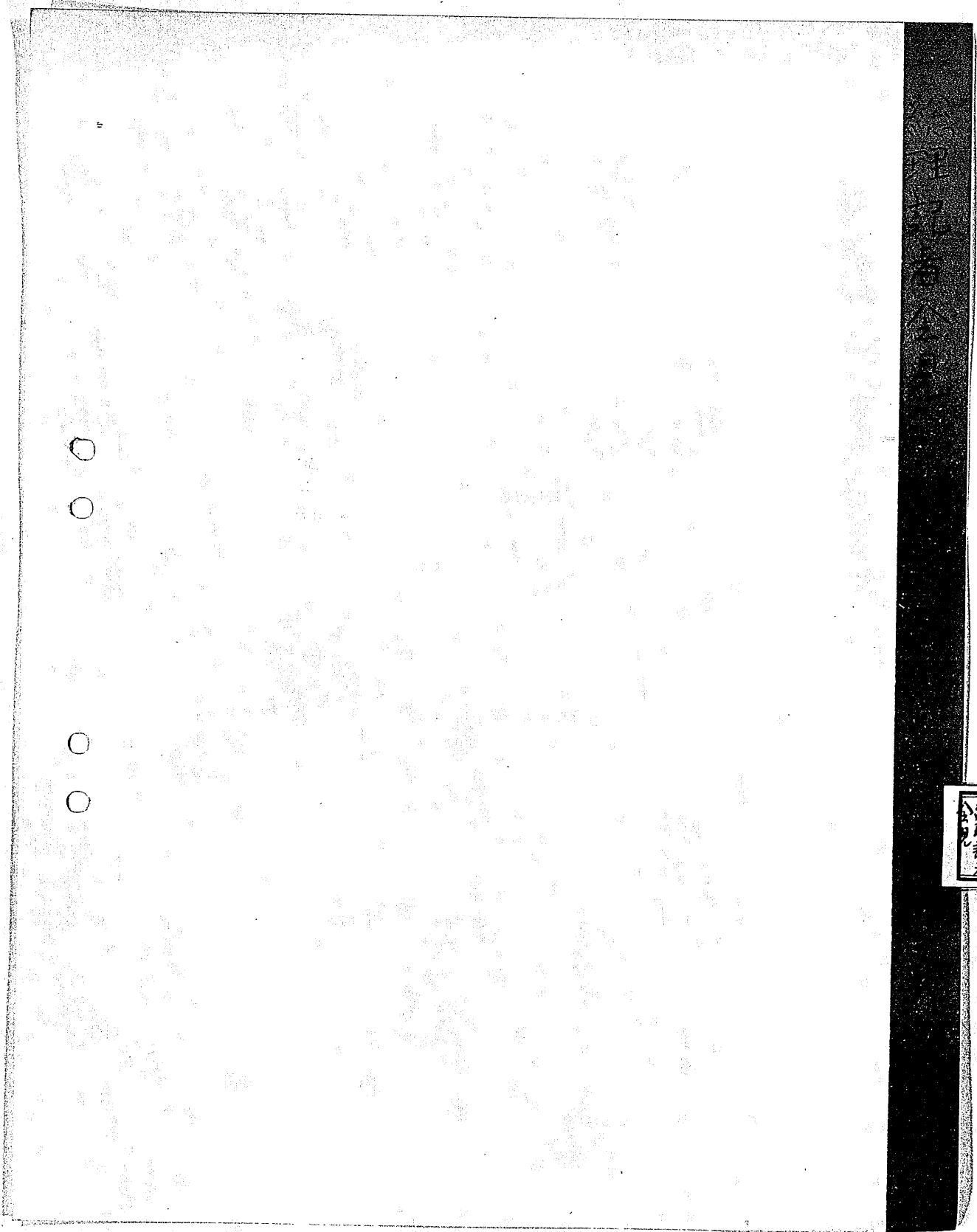
總理記者公見



43

8

29



經理
記者

米北課長
 参事官
 北米課長
 アメリカ局長
 参事官
 北米課長

吉田首相
 高橋大藏
 大藏省

總理大臣宛各全用紙同紙答(案)

国政参加内題(日本内内題)

四三、八、二九、米北

外務省

5247

向 沖繩信託の国政参加実現の目途し如何

答 政府は、わが国の^{国政}沖繩信託に何等かの形で参加
 したとて、沖繩信託の願望を十分理解してあり、

国内法上の内題等、本件実現に係わる国内の内題に
 つき検討を進めるとともに、米國政府に対しても

その早期実現につき、^{米國政府}協賛の^{米國政府}配慮を要望している。
 二の内題は、米國の施政権を保持して置くという

現在の沖繩の施政り体制に迅速なる重要な内題
 であり、米國側にとりても、色々難しり矣と含んで

外務省

同様に
 大きな
 いるようであるが、~~他方、~~ ~~米田~~ 沖尾氏より、
 南の事項についても、政府としても、なるべく早期
 に、~~政府の意向も~~ ~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田
 政府の意向に、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 達した
 と考えている。

向、総理は、~~之般~~ 山川、~~琉球~~ 立法院議長に対し、
 国政参加問題について、~~十月~~ 十月中には、米田の
 基本的な解決を、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田の
 うち、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田の
 米田政府との間に、既に、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田の
 交渉の解決が、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田の
 答、政府としては、国政参加の沖尾氏全体として、
 大きな南の事項であることに鑑み、出来ること
 なら、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田政府と
 の間に、~~米田~~ ~~政府の意向も~~ 米田の
 今秋十月中には、
 米田政府と

米側にとっても種々困難な点を言ふべき
ようである。

いづれにせよ国政参加の方式については、受入れ側
たる日本の国内法との関連から慎重に検討すべき
であり、先般の日米協議委員会で米側が
日本側の検討結果につき、逐次通報してほしい旨
要望したりもかかる考え方もとづいたものと考え
える。

向国政参加の方式につき、沖繩代表が出来るだけ
本工議員並みの資格で参加しようとするよう、米側政府
に對して、もとより法とゆつたりするべしとの議論があ
るが、総理の所見を伺う。

答 沖繩信託の日本国政への参加は、どういふ形
で受け入れられる日本側で、憲法その他国内法と
かか

の関連から十分に検討するべき問題と考へる。
他、向国政参加問題は、米側はともかく、米側政府
に直接する重要な問題であるが、向国政参加の具体的
方式についても、協議するに値する問題である。

米側と

アメリカ局長
参事官下
北米課長

総務記者会見用 新聞記者 (特選分作) 四三ハニル

向三 沖繩の国政参加問題について

答 沖繩住民が国政に参加したいという要望
については、もつともなことと十分理解して
あり、去る七月一日のヤ十四回日米協談委員
会においても米国側に沖繩住民の代表の
国政参加の早期実現方についての配慮を要請
したところである。

政府としては、今後とも引き続き、沖繩

内閣

住民の国政参加ができるだけ早い機会に実現
をみるよう努力して参りたい。

なお、沖繩住民の国政参加については、沖繩が
米国の施政権下にある現在、沖繩の代表を
本土の議員と全く同一の資格で参加させる
ことには向題があり、困難と考ふる。

(参考)

沖繩は日本の領土であり、沖繩住民が日本
国籍を有していることは疑向の余地のないこと

内閣

るであるが、沖繩の施政権が米国に与えられて
いる現在、沖繩には憲法が適用されて
いない。

しかし、憲法(オ四三オ一項)は、国会の
両議院が「全国民を代表する選挙された議員」
で組織されるものと規定されている。

一、ここにいう「全国民」が憲法の適用される
地域を前提としていることは当然である。
従つて、国政の権力の下に立たず、その福利

内閣

を享受し得ない地位にある沖繩住民が全国
民を代表する議員を送出すことには基本
的向題がある。

二、また、公職選挙法が沖繩において施行
されていないから、同法の手続によつては
選挙が行なわれないし、かりに琉球政府の定
める手続によつて行なわれるとしても、これが
憲法にいう「選挙された議員」といふるか
どうか疑問である。

内閣

第 国会 本 会 議 (別冊者)
月 日 衆 参 子 外 内 委 員 会

間 沖 繩 住 民 の 国 政 参 加 実 現 の 見 通 し 如 何

院

総 理 記 者 会 見 資 料

四 三 八 二 九 参 衆

問

政府は、わが国、国政に行ふかの形で参加
したいという沖縄住民の願望を十分理解
してあり、国内法上の問題等、本件実現に
かかわる国内の問題につき検討を進めると
ともに、米国内政府に對してもその早期実
現につき、積極的の配慮を要望している。
この問題は、米国内が施政権を保持している
という現在、沖縄の施政の体制に關連する

重要の問題であり、米側にとっても、色々難しい真を含んでいふふうであるが、同時に沖縄住民の大きな関心事項でもあり、政府としてもなるべく早期に米政府との間で原則的合意に達したいと考えている。

外務省

第

国会

本

会

議

(質問者)

月日

衆

参

予

外

内

委

員

会

問 總理は、先般山川琉球立法院議長に対し、国政参加問題について、十月中にも米側の基本的了解をとりつけたいと言われたと報じられていますが、かかる總理の発言の根柢如何。米政府との間に既に国政参加実現のたぬの秘密の了解があるのではなにか。

と

3

政府としては、国政参加が沖縄住民全体
にとって大きな関心事項でありことに鑑み、
出来ることなら、今秋十月中にも米国
政府との間で、原則的合意に達した
と考えている。

私が山川議長に~~対~~して言ったことも
かかる政府の努力目標を述べたものである。
いずれにせよ、政府としては出来だけ早い

時期に国政参加の實現をはかるとして、
内法上の問題の検討を進めるとして、
米國政府に對しても働きかけを続けて
行く考えてある。

問 国政参加實現に對して米國側が
難色を示している理由如何。

答

問

7

答 本問題については、久しく両政府間で

話合つてきており、先般、日米協議委

員会でも全般的に、本件實現について

米國政府の好意的配慮と要望したところ

であるが、米國が施政権と保持しているといふ

現在、沖縄の施政の体制に關連する重

要問題であり、米國側にとつても種々困

難な點を含んでいふようである。

8

いざゆにせよ 国政参加の方式については、
受入小側たる日本の国内法と、関連から
も検討すべきであり、先般の日米協議
委員会でも米側が日本側の検討結果に
つき、逐次通報してほしい旨西女望したのも
かゝる考え方にもとづいたものと考えらる。

第 一 回 国 会
参 議 院 本 会 議 員 問 答
月 日 一 衆 参 予 外 内 委 員 会

外務省

問 国政参加の方式について、沖繩代表がござるに、本土
議員並みの資格で参加しうるよう、米國政府に対し
こゝろと強く働きかける（し）との議論があるが、
總理の所見を伺う。

答

沖電 任氏の日本国政への参加をいよいよ形を認め
めるかについで、まず受入側たる日本側は、憲
法その他国内法と関連から十分に検討すべき
内題と考ふる。

他方、国政参加内題は、米側にとつてもその施
政に關連する重要な内題であるが、国政
参加の具体的方式についても、米側と協議するこ
とは勿論である。